

**ACT Alliance
CODE OF GOOD PRATICE**

適切な支援のための行動規範

日本語版第1版

2021年4月

1. はじめに

アクトアライアンスは、会員制組織として、質の高い人道支援、開発、啓発プログラムを実施し、公に説明責任をもって行動することを誓う¹。アライアンスは、会員の独立性を明確に尊重して設立された。また同時に、会員の活動実績に対して、既得権と集团的利益を有する。

アクトアライアンスは、キリスト教信仰に基づき、我々の活動の指針となるいくつかの基本的価値観のもとで結束する。我々は、共に行動し、また、我々にそして相互に支援を行う個人及びコミュニティに対して、責任を持つ義務を負う。

2. 目的と範囲

アクトアライアンスの適切な支援のための行動規範は、組織的にそして継続的な改善とベスト・プラクティスの原則に取り組むことを約束するものである。本規範は、「性的搾取・虐待、不正行為、汚職、職権乱用防止のためのアクト行動規範」²を補うものであり、アクト職員が、業務上又は私生活上において倫理的な意思決定を行うための指針となる。

アクトアライアンスの適切な支援のための行動規範は、アクトの人道支援、開発、アドボカシー活動のための共通の価値観、原則及び義務について定めるものであり、すべてのアクトに求められる最低限の専門的かつ倫理的基準の概要である。

適切な支援のための行動規範は以下 4 つの重点分野に焦点を当て、すべてのアクトにとっての原則を示す：

- i. **包括的原則** - アライアンスとしての我々の活動の指針となる基本原則
- ii. **組織原則** - どのように活動すべきかを指し示し、アクト加盟団体における専門的なマネジメント、リーダーシップ及びサポートを促進させる原則であり、効果的で責任のあるプログラムの礎となる。
- iii. **プログラムに関する原則**³ - アクトの方針とガイダンスに則り、アクト加盟団体が持つ能力を示し、正義と平等を推進するアクトの活動プログラムの指針となる原則。
- iv. **関係についての原則** - アクト加盟団体が協働できるよう支援し、アライアンス間の協調、協力、パートナーシップを促進するための原則。

¹ ACT Alliance Founding Document, February 2009

² ACT Code of Conduct for the prevention of sexual exploitation and abuse, fraud and corruption and abuse of power: <http://actalliance.org/about/standards-and-policies/>

³ プログラムの原則は、3～5年毎に見直され、新たな発展や場合によっては新たな科学的エビデンスを取り入れ、アクトアライアンスにおける健全なプログラムの実践を確実かつ正確に反映したものとして本規範が確立されるようにする。

3. アクトアライアンス原則

i. 包括的原則

アクトアライアンスの各加盟団体は以下のことを約束する：

1. 全ての女性、男性、少女、少年の尊厳、独自性及び本質的な価値と人権を尊重し、奨励し、保護するように行動する。
2. いかなるかたちの差別もせず、ニーズと人権に基づき、特に差別に苦しんでいる人々や、最も弱い立場にある人々に目を配り、コミュニティの能力と機能が常に考慮されるようコミュニティや個人と共に活動する。
3. 脆弱性を増大させ、貧困、不正、人権侵害、環境破壊を持続させるような状況、構造、システムに対して発言し、行動する。
4. 地域そして国レベルのキャパシティを尊重強化し、発揮できるよう活動する。
5. 特定の宗教、政治的な党派的観点を助長するために人道支援又は開発援助活動を利用しない⁴。
6. 専門的、倫理的、道徳的責任についての最も高い基準を擁護し、我々と共に行動する人々や、我々を支援してくれる人々相互に、また最終的には神に対する責任を負っていることを認識する。
7. 我々のすべての活動において、最も高い信頼感と公正基準を満たす。
8. 政府の外交政策の手段として行動しないよう努める。

ii. 組織原理

1. 最も高い倫理基準を守り、すべての利害関係者への責任を果たす等の責任ある透明性の高いガバナンスとマネジメントに取り組む。
2. 資源の活用⁵と戦略目標を達成するためのマネジメント環境の整備という点で、開発及び人道援助プログラムを支援するのに必要な組織能力を開発し、維持する。
3. 神の創造物を守り、環境を回復し、人権を尊重する行動を約束する。
4. 共通の価値観であるジェンダー平等と、活動の進め方であるジェンダー主流化を推進する。
5. 我々の職員やボランティアの安全、尊厳、安心を確保するため、我々自身がその責任を負う。
6. 性的搾取や虐待、その他のジェンダーに基づく暴力を防ぎ、対応するための仕組みを確保するため、すべての活動において、少なくとも、保護主流化のための「中心的な義務」を果たすことを約束する。
7. 教会と牧師は宗教的・精神的なケアを提供するのと同様に、地域コミュニティに不可欠な人道的・開発支援をも行う役割があることを認識するよう、それらの関与・巻き込みに努める。

⁴ 2016年にアクトアライアンス運営委員会によって採択されたアクトアライアンス非改宗声明については、付属文書の末段を参照。

⁵ 例：人材派遣、インフラ、技術、資金等。

8. 効率的で透明性のある、責任ある方法により資金を管理する。
9. 広報やファンドレイジング関連資料等に、被災地域の尊厳、レジリエンス（回復力）と主体性を反映させる。

iii. プログラムに関する原則

1. 世界人権宣言⁶、国際赤十字・赤新月運動及び災害救援に従事する NGO の行動規範⁷、スフィア・スタンダード⁸、パートナーシップ原則⁹、アクト行動規範¹⁰、その他すべてのアクトアライアンスの方針と規範¹¹等、我々の活動の（関連するものであれば）全てにおいて、倫理的、人権及びプログラムに関する高い基準を守る。
2. 危機、貧困、排除、権利剥奪、不正によって、生活に影響を受けている女性や男性の視点に耳を傾け、プログラムを実施する際の全ての段階においてそれらの視点を取り入れ、彼女・彼等が人権を主張するときには支援し、彼女・彼等を取り巻く状況と全体的な福祉を改善するために行動する。
3. 貧困、権利剥奪、不正、排除の根本原因に適切なやり方で対応する。この対応には、公式/非公式な制度におけるこうした根本原因の改善への働きかけを含む。
4. 地域コミュニティの中で最も困窮している男性や女性に、適切かつタイムリーに支援が届くよう活動する。
5. 我々は、協働するコミュニティの人々が、生存と生活に影響のある取り組みや決定に、男女平等にかつ意義のある参加ができるよう積極的に努め、彼・彼女等が属する社会から不相応に排除されている人々を包摂するよう、協調して努める。
6. 開発・人道支援を、それと関連のあるアドボカシー活動や復旧、復興、減災に結びつけ、我々の活動において、総合的なコミュニティに根ざしたアプローチを推進する。
7. コミュニティの既存の能力を強化するような能力開発を行い、ローカルな資源（人的、物的、文化的等）を優先的に利用するような活動のアプローチを用いる。
8. 適切な自己防衛策とリスク軽減策を決定するときは、コミュニティの積極的な参加を可能にする。
9. 既に起きている、又は起こり得る紛争や不平等に対して、我々の活動が及ぼす影響を予見し、理解するよう努め、”DO no harm”（害悪を及ぼしてはならない）原則を行動に取り入れ、必要に応じて平和を擁護する機会をとらえる。

⁶ <http://www.un.org/en/documents/udhr/index.shtml> を参照。

⁷ <http://www.ifrc.org/en/publications-and-reports/code-of-conduct/> を参照。

⁸ Sphere Standards 2011 version <http://www.sphereproject.org/> を参照。

⁹ <http://actalliance.org/about/standards-and-policies/> を参照。

¹⁰ The “ACT Code of Conduct for the prevention of sexual exploitation and abuse, fraud and corruption and abuse of power”, revised January 2011 <http://actalliance.org/documents/act-alliance-code-of-conduct/> を参照。

¹¹ 全てのアクトポリシーとガイドラインの詳細は：<http://actalliance.org/about/standards-and-policies/> を参照。



10. 我々と共に活動する人々がアクト、我々のプログラム、予算、資金源に関する情報、フィードバックやクレームの出し方、我々の活動への参加方法等に関する情報にアクセスできることを保証する。
11. 計画、モニタリング評価のための効果的な体制を整え、すべての活動において厳格で品質の高い基準を確保する。
12. アクト内部における、また他のNGO、国連機関、民間企業、軍等の外部関係者との関わり合いや協力の際には、道徳的かつ倫理的な事業慣行を用いる。
13. 他の国内および国際的な開発・人道支援機関と補完的かつ協力的に活動する。

iv. 関係についての原則

1. 権限、学び、知識のさらなる共有に重点を置き、より効果的で公正かつ満足度のいく活動を支えるためのパートナーシップを育成し、維持する。
2. 活動の質を向上させ、アライアンスの豊かな多様性を活用するために、他の加盟団体と互いに透明性を保ち、耳を傾け、学び、経験を共有することを誓う。
3. 活動において相互に補い合う戦略をとり、関係性を築き、効果を高め、協力して活動する。
4. 我々一人ひとりが与えられた唯一無二の賜物であるということを認識し、尊重する。
5. 透明性の高い説明責任に基づいた関係性を築き維持することにより、協調的で効果的な人道支援、開発、政策提言活動を支援する。
6. コミュニティの開発ニーズに応える教会の能力を強化し、特にエキュメニカルな組織能力を高めることや、多様な信仰に基づく団体が実施するプログラムの支援に注目する。

4. 実施

各原則の実施は各アクト加盟団体の責務であり、原則の取り組みと進捗について、自己評価システムを整備すべきである。

アクト事務局は、各原則の実施程度について評価し、アライアンスの学びを共有できるよう、アクト評価システムを促進する。ACT事務局は、可能であれば、必要に応じてアクトのグローバル・ワーキング・グループの援助のもと、本規範を部分的に実施できるよう支援する。

5. コンプライアンスと制裁

全てのアクトアライアンス加盟団体は、本規範に忠実に従わなければならない。全てのアクト加盟団体は、本規範に定められた適正な支援実施基準を守ることで相互に利益を得ることができるものとされ、特にパートナー関係の下で活動する場合は、相互にコンプライアンス上の問題について解決するものとされている。また、アクトフォーラムメンバーが共通のクレーム処理メカニズムに合意している場合、当該クレームはフォーラムレベルで処理される。

問題が国レベルで解決できない場合において、他のアクト加盟団体の行為における正式なクレームは、アクト事務総長に提出することができる。事務総長は、クレームを運営理事会に報告する、アクトクレーム諮問団体に付託する。この団体は、調査結果と結論を運営理事会に提示する。その後、運営理事会は、アクトクレーム処理方針及びアクト懲戒手続きに規定されている懲戒手続きに基づき、（もしあれば）必要な懲戒処分を決定する¹²。

6. 組織的コミットメント

アクト加盟団体が本規範を承認するということは、たとえ、その団体がすべての分野の活動に関与していなくとも、すべての原則を支持することを意味する。

¹² The policy and supporting complaints and investigation guidelinesの詳細は、<http://actalliance.org/documents/act-alliance-complaints-handling-policy/>を参照。



付属文書 - アクトアライアンスによる非改宗声明文

本規範の付属文書は、2016年6月にACT運営委員会で承認された。

ケンブリッジ辞典は、proselytism(改宗)を次のように定義する：“他者を説得して、宗教的・政治的信念や生き方を自分のものに変えること”。本付属文書における非改宗という言葉は、上記のアクト非改宗声明文という定義に基づく。

アクトアライアンス加盟団体は、共に、アライアンス設立文書に示されているコアバリュー（中心的価値）によって結束する。このコアバリューを通じて、アクトアライアンスと加盟団体は以下を誓う：

- 全ての人々はみな神の姿になぞらえて創られた。
- 神はイエス・キリストを通して知られ、聖霊と聖書によって啓示されている。
- 神は貧しく虐げられた者の傍らに立つ。
- 教会は、すべての人々に神の恵み深い愛を示し、キリストの一つの身体として調和した人間社会を目指して活動するためにある。
- 地球とそれを含む全てのものは神からの賜物であり、適切な管理の下で保護され分かち合われる。

アクトアライアンスが人道支援、開発、政策提言に従事することは、世界に対する神の無条件の愛の証である。アクトアライアンスは、貧困層や疎外されたコミュニティに対して、全体的な権利に基づく取り組みを支持する。アクトアライアンスは、世界人権宣言における信教の自由、人権としての信教の自由、また、全ての人々の思想、良心、信教の自由に対する権利の肯定を含む市民的及び政治的権利に関する国際規約を支持する。

アクトアライアンスは、特定の宗教的又は党派的政治的立場を推進するために、人道・開発支援や政策提言活動を利用しない。これは、アクトアライアンスとその加盟団体が以下を行うことを意味する：

- 宗教的または党派的政治的立場を推し進めるために、個人またはコミュニティに対する支援を利用することを拒否する。
- 宗教や党派的政治的立場を推し進めるための活動を用いることを拒否する。
- 宗教的または党派的政治的立場を推し進めるために、人々の脆弱性を操作したり、脆弱性に対して威圧的な技術を用いたり、強制又は搾取することを拒否する。
- 自らのアイデンティティと動機について問われたら、誠実かつ率直に答え、要求があれば、組織やプログラムの目標について情報を提供する。
- 必要に応じ、信仰の違いに対して寛容さを持ち、人権が尊重されていない人々を保護し、関わり合いと活動を通して発展していく。

上記を踏まえ、我々は、人々の生活が信仰によって豊かになることを称えるが、特定の宗教的信仰のために個人やコミュニティを誘導する目的で、人道支援、開発援助や政策提言活動を用いることを拒否する。我々は、このような試みは、誠実さを欠き、不十分な発展や我々の動機である「神」を侮辱する結果をもたらすと考える。

本付属文書を含む本規範に違反した場合は、加盟団体懲戒方針およびアクトクレーム処理方針に明示されている通り、懲戒処分の対象となる。